

首都圏中央連絡自動車道 令和5年度オオヒシクイ環境調査

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>「金抜設計書」6.期間 「特記仕様書」1-4 部分引渡し</p>	<p>本調査の期間は、契約保証取得の日の翌日から1100日間とされています。もし、契約日が今年の11月下旬となった場合、契約期間は令和5年11月～8年11月となります。 また、特記仕様書には報告書作成A、報告書作成Bの引渡し時期はそれぞれ現地が終了した後の5月と記載されています。最終年となる現地調査は令和8年3月に終了しますが、報告書作成Cの引渡し時期は令和8年の5月と考えてよいでしょうか。 また、報告書Cを提出して、検査等が完了すれば、契約期間内でも業務は完了するのでしょうか。</p>	<p>報告書作成Cの引渡し時期の指定はありません。履行期間内であっても、調査等共通仕様書1-32に規定する完了検査に合格した上で、調査等請負契約書 第32条の規定による業務の完成に伴う受渡書を提出し、当社が受領した時点で業務は完了となります。</p>
2	<p>「特記仕様書」2-2-2 現地調査 (3) フィールドサイン調査</p>	<p>引舟地区を対象にオオヒシクイ等ガン類の利用痕跡を調査することになっていますが、対象地区はほぼ水田となっています。冬季で稲作は行われていないと思いますが、調査は水田内に立ちって実施すると考えてよろしいでしょうか。また、水田の立ち入りに関して、土地の所有者等への事前連絡や立ち入り許可を得る必要はありますでしょうか。また、土地所有者への連絡が必要な場合、実際に連絡を行うのは受注者でしょうか。</p>	<p>そのとおりとお考えください。水田の立ち入りにあたり、土地所有者等への事前連絡や立ち入り許可を得る必要があります。その際の土地所有者への連絡は、監督員と受注者とで相互協力して行うものとなりますが、基本は受注者にて連絡を行うものとお考え下さい。</p>
3	<p>「特記仕様書」2-2-2 現地調査 (3) フィールドサイン調査</p>	<p>調査期間は渡来開始期間の12月から渡去後の3月までで、この期間中に連続する2日間の調査を実施することとなっています。もし、現地調査日に引舟地区内にオオヒシクイが滞在していた場合は、水田の中に立ち入るような調査は行わず、遠方からの観察としてもよろしいでしょうか。また、オオヒシクイに配慮してフィールドサイン調査ができなかった場合は、別の日に出直して調査を行う必要がありますでしょうか。</p>	<p>オオヒシクイが滞在していることは予定していませんが、オオヒシクイが滞在していた場合の調査方法は、監督員と受注者とで協議の上、決定することになります。</p>